

清掃プラントの課題と計画

(平成20年度資料)

1 清掃プラントの概要

施設名 : 清掃プラント (ごみ焼却施設)
 所在地 : 沼津市上巻貫三ノ洞 2417-1
 竣工年 : 昭和51年10月 (平成14年3月にダイオキシン類削減対策改良工事)
 焼却能力 : 150t/24h × 2炉

2 施設の耐震性能

清掃プラントを含む周辺建物の耐震性能 (県が想定している東海地震に対する耐震性能) の診断結果は以下のとおり。

建物名称	建物用途	建築年	耐震診断結果
清掃プラント工場棟	ごみ焼却施設	1976年 (昭和51年)	Ⅲ
清掃プラント管理棟	ごみ焼却施設	1976年 (昭和51年)	Ⅲ
中継・中間処理施設	リサイクル施設	1999年 (平成11年)	I b
屋内温水プール	スポーツ施設	1980年 (昭和55年)	Ⅲ

※沼津市耐震改修促進計画 (資料編)「沼津市公共建築物の耐震性能リスト」より整理

〈判定基準〉

ランク	東海地震に対する耐震性能	備考
I	a 耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設
	b 耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	
II	耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。
III	耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	

※沼津市耐震改修促進計画 (資料編)「各ランクの東海地震に対する耐震性能と判定基準より抜粋

3. 沼津市耐震改修促進計画の目標

「東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、耐震性能が劣るランクⅢの建築物及び非診断建築物の計 189 棟について耐震化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等）を図り、平成 27 年度までに耐震化率 100%とすることを目標とする。」

4 耐震化対策について

災害時には大きな損害が想定されることから早急な建替えなどの対策が必要となる。耐震化の実施方法は、長期的視点で将来の周辺環境や資源循環などを総合的に検討し、改修か新設かなどを検討する。

5 現状施設の課題と実施方法

- ① 耐震性能ランクⅢのごみ焼却施設、温水プールについては、平成 27 年度までに耐震化の着手が必要である。
- ② 竣工後 32 年が経過しており、平成 11 年～14 年にかけて排ガス高度処理対策などで内部の各設備の改善はしたものの、改築を行わなかった受入供給設備等の整備が不十分であり改造、修理等が必要である。
- ③ 建屋は当初のまま継続使用しており、その中で焼却炉等の改修・灰固形化施設の追加等を行っているため、建屋内の空間は狭小で雑然としている。

災害発生時の廃棄物処理を停滞させないため、これらを踏まえ、長期的、総合的に判断すると耐震化の実施方法は建替えが適当である。

6 施設整備等の基本的な考え方

屋内温水プールも耐震化対策が必要な施設であるため、耐震化のための改修を契機として、安全・安心、周辺環境への配慮はもとより市民の健康増進や環境学習、地域交流の場などを併設した一体的な整備を行う。

- ・新中間処理施設は、資源としての再生利用などの活用を可能な限り進め、資源循環とエネルギー利活用を促進する環境に配慮した安全な施設整備を目指す。
- ・地域活性化と健康増進を目的に、周辺環境に配慮した地域密着型の施設整備を目指す。

【絞り込み手順】

1 市有地の調査

市の財産に関する調書に記載されている用地のうち、必要面積以上の用地をリストアップする。(別紙一覧表)

(市有地とする理由)

清掃プラント、温水プールともに平成 27 年度までに耐震化対策に着手が必要(清掃プラントの課題と計画 参照) ため、用地取得の期間及びコスト縮減のため。

(必要面積)

少なくとも現在と同程度の規模が必要。現在は焼却施設、資源化施設を含めると約 20,000 m²である。

(1) 市有地のうち 20,000 m²以上の土地

分 類	内 容	20,000 m ² 以上の用地数
山 林 原 野		9
公園・緑地等	千本浜、門池、香貫山等	11
住 宅	市営原団地	1
商・工業施設	工業団地等	2
学 校	小・中学校	7
都市施設	清掃プラント、衛生プラント等	6
	合 計	36



(2) 上記の土地から小・中学校用地 7 工業団地等(道路) 1 を除外

分 類	内 容	20,000 m ² 以上の用地数
山 林 原 野		9
公園・緑地等	千本浜、門池、香貫山等	11
住 宅	市営原団地	1
商・工業施設	工業団地等	1
都市施設	清掃プラント、衛生プラント等	6
	合 計	28

2 検討項目に示す基本的な考え方に加えて、以下に示す法令・条例などを考慮して候補地を検討する。

項目	法令・条例など
自然環境保全	<p>〔静岡県風致地区条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観を指し、都市計画によって風致地区が定められており、緑豊かな生活環境をつくるために風致地区の開発行為は制限されている。 <p>〔鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護に支障がある開発行為は制限されている。 <p>〔海岸法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸環境の保全と適正な利用のために海岸保全区域が定められており、海岸保全区域の開発行為は制限されている。 <p>〔沼津市都市公園条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千本浜公園や門池公園などの都市公園の開発行為は制限されている。
歴史的財産の保護	<p>〔沼津市文化財保護条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千本松原は沼津市天然記念物となっており、更には史跡も数多いため保存されなければならない。
土地の使用利用の状況	<p>〔沼津市門池、牧堰管理規定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業以外の開発行為は制限されている。 <p>〔公営住宅法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し公営住宅の供給を行わなければならないとの定めがあり、公営住宅として使用中または利用予定の用地は制限される。
防災面への配慮	<p>〔急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜崩壊危険区域に指定されている場所での開発行為は制限されている。 <p>〔土砂災害防止法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域に指定されている場所での開発行為は制限されている。 <p>〔災害対策基本法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難経路及び避難場所等を設置し、関係住民に周知徹底しなければならないため、地域防災計画において避難場所として指定されている用地の利用は制限されている。

3 以上の検討結果から次の3か所を中間処理施設の建設に適した候補地として選定する。

名 称	所在地	面 積	現況及び地形
温水プール	上香貫二ノ洞	プール用地 21,530 m ² 西側の山を含む (一部使用可)	温水プール 一部斜面
旧衛生プラント 跡地	山ヶ下町	旧清掃プラント用地 850 m ² 北側の山 22,051 m ² (一部使用可)	廃止 一部斜面
清掃プラント	上香貫三ノ洞	清掃プラント用地 22,980 m ²	稼働中 ※

※旧衛生プラント用地との同時開発の場合、利用可能

なお、上記3か所は、市街地を迂回しての収集運搬が可能であり、沼津市の人口重心から直線距離で3km（道のりで約5km）にあり、効率的な収集運搬が期待できる。また、既に電力や上水道が整備されており、新たにインフラ整備を必要としない。検討項目「4 生活環境の保全」「6 その他」に示す、周辺の交通状況等の配慮、並びに効率的な収集運搬及び施設整備を鑑みても妥当といえる。